

平成27年7月6日

第68回 神戸市個人情報保護審議会

農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の
利用とシステム構築について

(産業振興局)

神行主固第592号
平成27年7月6日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

農業振興地域圏のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築において
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部固定資産税課

神戸農業振興地域等データ及びシステム構築に係る市税情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

●市税の情報

神戸市北区・西区における市街化調整区域の全部及び灘区の市街化調整区域の一部（六甲山牧場）に係る下記情報

・地目（登記簿^{※1}）

※1：田・畑・宅地・山林・原野・ため池・雑種地・牧場・公衆用道路・用悪水路

・面積（登記簿）



神産農計第 394 号
平成 27 年 7 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求め
ます。

記

農業振興地域図のデータ化に伴う市税情報の利用とシステム構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

(担当)

産業振興局農政部計画課

神戸農業振興地域等データ及びシステム構築における情報項目について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

●農振情報

土地の所在 (区、町(大字・小字)、地番(本番)、地番(枝番)、地番(末番)、地番(孫番))

土地の地図

地目 (登記簿^{※1})

※1: 田・畑・宅地・山林・原野・ため池・雑種地・牧場・公衆用道路・用悪水路

面積 (登記簿)

地域区分

農業振興地域 (農用地、農用地外、農業振興地域外)

農用地用途区分 (農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地、山林原野、その他)

農地区分 (田、畑、樹園地)

土地改良事業 (区域内外、非農地、事業名、工事完了年月日)

都市計画法 (市街化区域、市街化調整区域)

変更状況 (除外年月日、除外理由)

●人と自然との共生ゾーンの指定情報

地域区分

共生ゾーン区域 (区域内外)

農村用途区域 (環境保全区域、農業保全区域、集落居住区域、特定用途区域(A)・(B))

農村景観保全形成地域

集落界

里づくり区域

みどりの聖域 (区域内外)

神戸農業振興地域等データ及びシステム構築について

1. 背景

農業振興地域は、昭和 44 年 7 月、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域において、優良農地を確保し、施策を計画的に推進することを目的に、法制化（「農業振興地域の整備に関する法律」：農振法）された。

神戸市では、この農振法に基づき、昭和 45 年 10 月、農用地利用計画（農用地区域と用途区分）や農業振興に関する基本的事項である神戸農業振興地域整備計画を策定し、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施している。

平成 26 年 4 月の農地法の改正により、農地情報の公表が義務付けられ、その情報項目の中の一つに農振情報（農用地区域の内外情報）も加わることとなった。

そのため、市民への公表等サービス向上と今後の情報管理の最適化を図ること目的に、現在紙で管理されている神戸農業振興地域のデータ化を行い、神戸農業振興地域整備計画のGISシステムを構築するものである。また、あわせて人と自然との共生ゾーン条例に基づく、区域の情報管理も図っていく。

2. 対象地域

神戸市北区・西区の市街化調整区域の全部及び灘区の市街化調整区域の一部（六甲山牧場）

3. 内容

GIS化に向けたシステム構築（農業振興地域内の1筆ごとの情報が整備された関係図面（農振図）の作成）を行うため、行財政局主税部固定資産税課が所管する地番図データ並びにその属性情報を利用し、最新の農振情報及び共生ゾーン情報の管理を行うものである。

4. 効果

- (1) 土地情報や地形図等が最新のものに置き換えられるため、農用地区域の内外判断や転用状況など、迅速かつ的確に把握でき、また、効率的な事務作業や適正な情報管理が図られ、市民サービス等の公益性の向上につながる。
- (2) 神戸農業振興地域等の地理情報の整備により、今後の農地行政に関わる施策展開への基礎資料として、活用が容易となる。

5. スケジュール

農業振興地域整備計画は、概ね 5 年に 1 度の総合見直しを実施してきており、3 年後（H29 年度）に迫る次回総合見直しに向けて、H27～28 年度の 2 箇年でGIS化を完了し、最終 H29 年度にGISデータを活用した神戸農業振興地域整備計画を策定していく。

- ・ H27 年度～28 年度 データ及びシステム構築、基礎調査（登記簿調査）、農振情報入力
- ・ H29 年度 神戸農業振興地域整備計画の変更、縦覧・公告
- ・ H30 年度 システム運用

6. 対象件数

- ・農地筆数 約 70,000 筆 (平成 26 年 11 月 1 日現在)
- ・農業振興地域 10,329ha
 - 農用地区域 4,960ha
- ・共生ゾーン区域 17,992ha
 - 集落区域 167 地域
 - 里づくり区域 134 地区

(参考) イメージ図



7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり、厳格に対応する。

また、本システムの構築及び保守業務については外部事業者への委託となり、受託事業者が所有する施設で管理することから、委託契約書に「個人情報の保護」、「情報セキュリティポリシー等の遵守」に関する条項を盛り込み、上記条例等の趣旨を徹底させる。

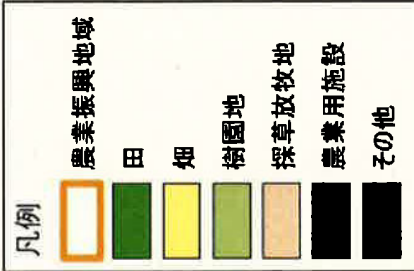
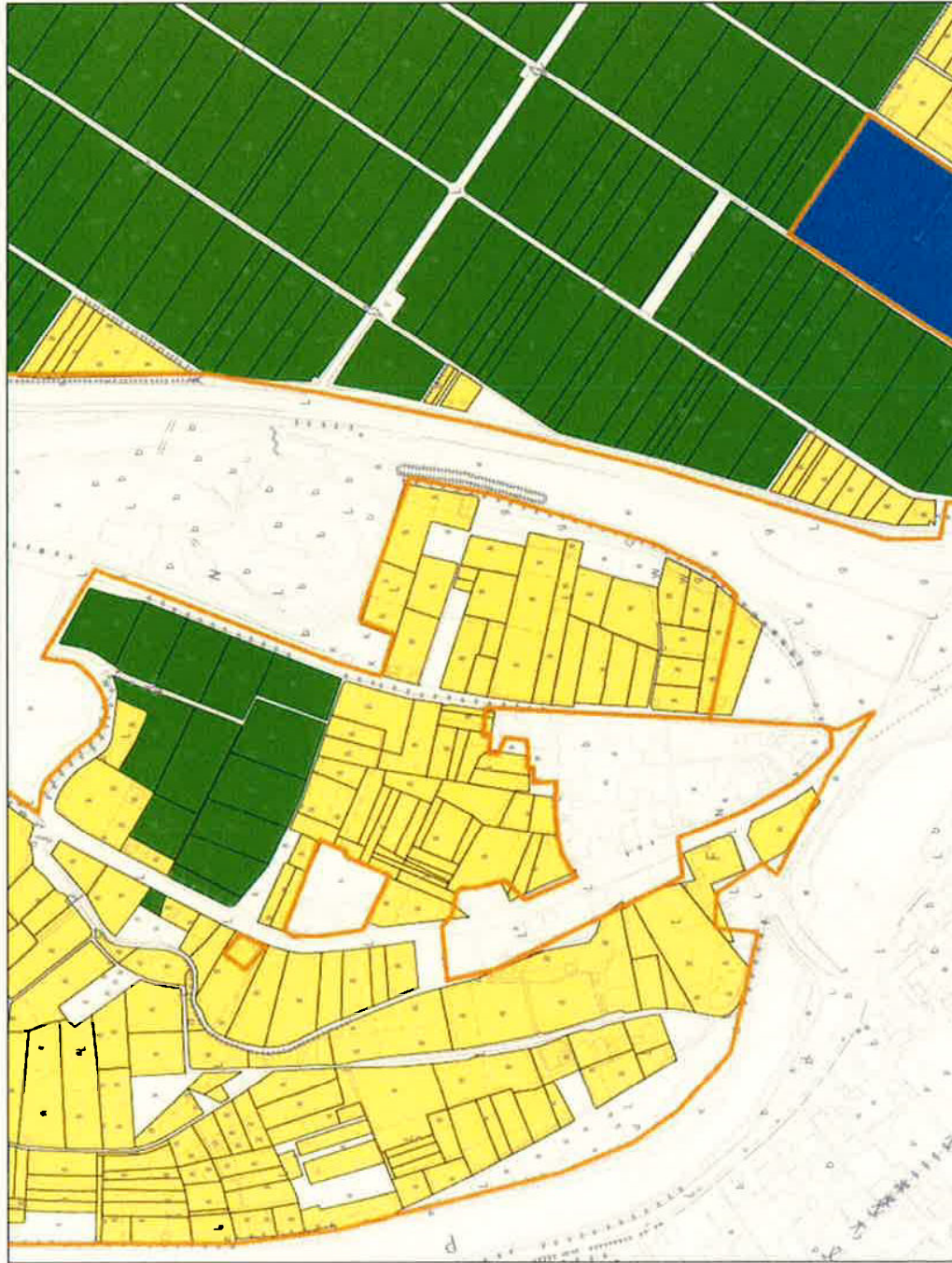
(1) システム上の保護

- ア 端末機の操作にあたっては、個人IDによる認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係者に限定する。
- イ 端末機とNASはウィルス対策ソフトの常駐、操作ログの記録、ハードディスクの暗号化等のセキュリティ対策を実施する。

(2) 運用上の保護

- ア 受託事業者は、情報保護及び品質管理の観点から「情報セキュリティマネジメントシステム」及び「プライバシーマーク」の認証を得ている事業者とする。
- イ データは固定資産税からデータ記録媒体(CD-R)で受け取り、NASにパスワードを設定して管理し、閲覧できる職員を限定する。また、パスワードは定期的に変更する。
- ウ 帳票など個人情報が記載された書類は、キャビネットに施錠して保管するなど、適正に管理する。
- エ 保存年限を経過したデータ記録媒体(CD-R)は速やかに消去し、本体はシュレッダー等で復元できない状態にして破棄する。
- オ 保存年限を経過した帳票など個人情報が記載された書類は、シュレッダーや熔融処理等確実かつ速やかに破棄する。
- カ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係者に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

農業振興地域図（完成イメージ図）



12,500

管理ゾーク

| 管理ゾーク | 町(大字) | 町(小学) | 本郷 | 数 | 本郷 | 所在 | 農業 | 畑 | 樹園 | 探草放牧 | 農業用施設 | その他 | 計 | 備考 | |
|-------|-------|-------|------|----|----|--------|----|------|----|------|-------|-----|---|------|-----|
| 28100 | 29 西区 | | 1000 | 12 | 12 | 西区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2543 | 備考2 |
| 28100 | 29 西区 | | 1000 | 22 | 22 | 西区 | 1 | 2100 | 1 | 2100 | 0 | 0 | 0 | 2100 | 畑 |
| 28100 | 29 西区 | | 1000 | 22 | 22 | 100 西区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1998 | 畑 |
| 28100 | 29 西区 | | 1000 | 23 | 23 | 西区 | 1 | 2116 | 1 | 2116 | 0 | 0 | 0 | 2116 | 田 |
| 28100 | 29 西区 | | 1000 | 23 | 23 | 100 西区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2116 | 宅地 |